

大野城市卓球連盟規約改正(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は大野城市卓球連盟と称する。

(目的)

第2条 本会は大野城市において卓球を通して青少年の育成、生涯スポーツの普及をはかり、楽しみつつ健康を増進し、明朗にして規律あるスポーツマンを養成し、また会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1)卓球の指導、奨励及び競技規則の普及
- (2)大野城市における卓球大会の主催、後援
- (3)公式大会の主管及び協力
- (4)体育祭、体育競技会、レクリエーション等への参加及び派遣
- (5)その他本会的主催する大会の開催及び必要と認められた事項

(構成)

第4条 本会は、硬式卓球の部とラージボール卓球の部をもって構成する。

第2章 所属団体及び会員

(加盟団体)

第5条 大野城市スポーツ課に認められた団体は申請して本会の加盟団体となることができる。本会への加盟は理事会において決定する。

(本会への加盟)

第6条 以下の基準を満たす団体は本会への加盟を申請することができる。

- ①1年間以上継続的に活動していること
 - ②会員数が10人以上であり、その3分の2以上が大野城市民または大野城市内の施設又は企業に勤務するものであること
2. 本会への加盟を希望する団体は、所属する会員名簿を添えて加盟申請書を提出しなければならない。

(本会からの脱退)

第7条 加盟団体が本会からの脱退を希望する場合は、脱退申請書を提出し理事会の承認を得なければならない。

(会員)

第8条 加盟団体の加入会員は本会の会員とする。

(会員の登録入会及び退会)

第9条 本会に加盟する団体への入会を以て本会への登録とする。

- 2. 入会は1つの団体までとし重複登録はできない。ただし硬式とラージボールの重複はその限りではない。
- 3. 所属団体から退会した者は本会の会員でなくなる。

(会費)

第10条 本会の事業を行うため、会員は所属団体を通して連盟会費を納めなければならない。連盟会費は総会において決定する。

第3章 組織

(役員)

第11条 本会に次の役員を置く。

- (1)会長 1名
- (2)副会長 2名以内
- (3)硬式の部、ラージボールの部に次の役員を置く。

	硬式	ラージボール
代表	1名	1名
副代表	2名以内	2名以内
事務局長	1名	1名
事務局	5名以内	5名以内
書記	1名	1名
会計	2名以内	2名以内
会計監査	2名以内	2名以内

- (4)顧問 1名
- (5)相談役 若干名
- (6)参与 若干名**

(第8号議案)

(実行委員)

第12条 大会・事業の運営のために必要に応じて実行委員を置くことができる。実行委員の選出はその都度決定する。

(役員任期)

第13条 役員任期は1年とし、翌年度開催の総会終了時までとする。ただし、再任を妨げない。

(理事)

第14条 各所属団体の代表1名が理事となる。

第4章 会議

(総会)

第15条 定期総会は毎年1回4月に開催する。臨時総会は緊急を要する議決案件が発生した際に開催する。

2. 総会は理事の過半数かつ役員過半数が出席しなければ開催できない。

3. 総会の議決権は理事が有し、出席理事の過半数を以って決する。

(総会の審議事項)

第16条 総会の審議事項は次の通りとする。

(1) 事業報告及び事業計画に関する事項

(2) 決算及び予算に関する事項

(3) 規約の制定及び変更に関する事項

(4) 役員選任及び解任に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、理事会において総会に付議する必要があると認めた事項

(連盟理事会)

第17条 連盟理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

2. 連盟理事会は構成員の過半数が出席しなければ開催できない。

3. 連盟理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。

(連盟理事会の議決事項)

第18条 連盟理事会は次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 総会において議決した事項の執行に関する事項

(2) 規約の執行に必要な細則の制定及び改廃に関する事項

(3) 新規の団体の加盟及び団体の脱退に関する事項

(4) その他総会に議決を要しないもののうち連盟全体に係る重要な事業の執行に関する事項

(硬式理事会及びラージボール理事会)

第19条 硬式理事会は硬式代表、副代表及び硬式理事をもって構成し、硬式代表が招集する。また、ラージボール理事会はラージボール代表、副代表及びラージボール理事をもって構成し、ラージボール代表が招集する。

2. それぞれの理事会の議事は出席者の過半数をもって決する。

3. それぞれの理事会は次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 総会において議決した事項のうち硬式又はラージボールに係る事業の執行に関する事項

(2) 規約の執行に必要な硬式又はラージボールに係る細則の制定及び改廃に関する事項

(3) その他総会に議決を要しないもののうち硬式又はラージボールにかかる事業の執行に関する事項

(役員会)

第20条 第3条に掲げる事業を円滑に実施するため硬式の部及びラージボールの部に役員会を設置する。

2. 役員会は、総会及び理事会において議決した事業を執行する。

附則 この規約は、令和5年4月9日から施行する。

改訂 令和6年4月6日 第11条

令和8年4月4日 第11条